

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和8年6月3日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第13項第3号中「第15条第22項第1号」を「第15条第21項第1号」に改め、同項第4号中「第15条第22項第2号」を「第15条第21項第2号」に改め、同項第5号中「第15条第22項第3号」を「第15条第21項第3号」に改め、同項第6号中「第15条第23項第1号」を「第15条第22項第1号」に改め、同項第7号中「第15条第23項第2号」を「第15条第22項第2号」に改め、同項第8号中「第15条第25項第1号イ」を「第15条第24項第1号イ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同項第9号中「第15条第25項第1号ロ」を「第15条第24項第1号ロ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同項第10号中「第15条第25項第1号ハ」を「第15条第24項第1号ハ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同項第11号中「第15条第25項第1号ニ」を「第15条第24項第1号ニ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同項第15号から第17号までを削り、同項第14号中「第15条第25項第3号ハ」を「第15条第24項第4号」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号中「第15条第25項第3号ロ」を「第15条第24項第3号ロ」に、「12分の7」を「2分の1」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「第15条第25項第3号イ」を「第15条第24項第3号イ」に、「12分の7」を「2分の1」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1

附則第13項第18号中「第15条第28項」を「第15条第27項」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第19号を第17号とし、第20号を第18号とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の葉山町税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

地方税法が改正され、固定資産税の課税標準に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）における再生可能エネルギー発電設備の対象要件が見直されたことに伴い、特例率に係る規定を改めることとした。

## 3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和 8 年度以後の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までについては、なお従前の例によることとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p> <p>附 則 1～12 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(4) 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(7) 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の1</u></p> <p>(9) 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の1</u></p> <p>(10) 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の1</u></p> <p>(11) 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の1</u></p>	<p>○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p> <p>附 則 1～12 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(4) 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(7) 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>2分の1</u></p> <p>(9) 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>2分の1</u></p> <p>(10) 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>2分の1</u></p> <p>(11) 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>2分の1</u></p>

改正後	改正前
<p>(12) <u>法附則第15条第24項第2号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>2分の1</u></p> <p>(13) <u>法附則第15条第24項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>2分の1</u></p> <p>(14) <u>法附則第15条第24項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>2分の1</u></p> <p>(15) <u>法附則第15条第24項第4号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>12分の7</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(16) <u>法附則第15条第27項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の2</u></p> <p>(17) <u>法附則第15条の8第2項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の2</u></p> <p>(18) <u>法附則第15条の9の3第1項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の1</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(12) <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>12分の7</u></p> <p>(13) <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>12分の7</u></p> <p>(14) <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>12分の7</u></p> <p>(15) <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の1</u></p> <p>(16) <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の1</u></p> <p>(17) <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の1</u></p> <p>(18) <u>法附則第15条第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の2</u></p> <p>(19) <u>法附則第15条の8第2項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の2</u></p> <p>(20) <u>法附則第15条の9の3第1項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 <u>3分の1</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の葉山町税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。